

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年5月16日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 研修室
3. 農業委員 10名中6名出席し、その氏名は次のとおり
太田 修 尾上 昭則 野田 稔 木下 泉
石黒 五月 藤澤 美芳

欠席委員
由喜門 尊
藤原 由果
大森 茂利
久山 英之
4. 農地利用最適化推進委員
山崎 徹 立岡 元 岡崎 浩 三浦 義弘
鷹取 美春 福池 正美 茂成 和延
5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 蒲 直之
事務局 溝邊 和典
6. 議事内容
報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第2回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。農作業がお忙しい時期に、令和になって初めての総会ということでご出席いただきありがとうございます。令和になりましても皆様方のご活躍を期待しております。本日も皆様の適正なる審査、ご意見のほどよろしく申し上げます。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち6名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、由喜門委員及び藤原委員、大森委員、久山委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに野田委員、石黒委員、よろしく申し上げます。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。
議案資料1ページをご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成31年度瀬戸内市農業委員会第1回総会で転用許可と議決されました、上段の株式会社大建地所 NEX ほか1件、下段の株式会社丸通地建ほか2件、合計5件の農地法第5条許可申請につきまして、開発案件でありましたが、平成31年4月24日付けで瀬戸内市開発協議会から承諾を得ましたので、上段の2件は同日の24日付けで許可しております。また下段の3件につきましては、転用面積が3,000平方メートルを超えておりましたので、岡山県農業会議に諮問したところ、平成31年4月26日付けで許可が適当であるとの意見答申を受けましたので、同日の26日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町北島■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。
譲渡人「岡山市東区南古都■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。
農地の所在地は「邑久町北島212-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は278㎡。「邑久町北島213-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は771㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は7,240㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■■ ■■■」さんが「田」として管理しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町庄田■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。
譲渡人「邑久町尻海■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。
農地の所在地は「邑久町庄田340-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は655㎡。譲受人の農地までの距離は30m。耕作面

積は10,000㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として管理しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の三浦委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「邑久町虫明■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■■■■ ■■」。譲渡人「邑久町虫明■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町虫明1594」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は23㎡。譲受人の農地までの距離は30m。耕作面積は12,648㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでは別の耕作者が「畑」として管理しておりましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の鷹取委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「岡山市中区雄町■■■■■■ ■■ ■■■■ ■■ ■■

■」。農地の所在地は「長船町飯井386-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,783㎡。「長船町飯井1467-1」。

登記、現況地目はいずれも「田」。面積は105㎡。譲受人の農地までの距離は550m。耕作面積は47,160㎡となっております。

家族数は3名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として管理しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡崎委員 1番案件について、譲受人の■■ ■■さんと譲渡人の■■ ■■さんは叔父と甥の関係で、昔から■■ ■■さんが耕作をしていました。今後も、引き続き田として耕作をするということで特に周辺農地への問題もないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、三浦委員、お願いします。

三浦委員 譲渡人の■■さんの申請地は、譲受人の■■さんの自宅の近くにある農地です。以前から■■さんが耕作をしており、今後も引き続き耕作をされるということです。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、鷹取委員、お願いします。

鷹取委員 申請地は、譲渡人の■■ ■■さんが別の方に耕作を依頼していましたが、高齢の為今後は耕作できないという話を受けていたところ、譲受人の■■ ■■さんが譲渡してほしいということで話がまとまりました。今後も譲受人の■■ ■■さんが引き続き畑として耕作をされるということで、周辺農地への問題もないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、福池委員、お願いします。

福池委員 申請地は、譲受人の■■さんが昔から耕作をしておりました。今後も引き続き耕作をされるということで、特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。
- 【1番案件】**
申請人「岡山市北区番町■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。
土地の所在地は「邑久町尾張798-4」。地目は「田」。面積は26㎡。転用目的は「道路拡張」。施設の概要は「道路 26㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金で200万円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。瀬戸内市役所から南東へ約490mのところに位置しております。
- 【2番案件】**
申請人「邑久町山田庄■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄1028-1」。地目は「田」。面積は170㎡。「邑久町山田庄1028-2」。地目は「田」。面積は321㎡。転用目的は「農家住宅」。施設の概要は「木造2階建 1棟 108㎡」、「農業用倉庫 1棟 54㎡」。農地区分は第2種農地となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。また、こちらの案件は追認申請となっております。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。瀬戸内市立邑久小学校から北へ約500mのところに位置しております。
以上、事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、山崎委員、お願いします。
- 山 崎 委 員 1番案件についてご説明させていただきます。申請地前の市道が狭くかねてより地元住民から拡張の要望が出ておりました。今回、資金調達が目途が立ち申請に至ったものです。周辺農地への影響はないため問題はないと思われまふ。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして2番案件について、立岡委員、お願いします。

立岡委員 2番案件についてご説明させていただきます。申請地に自宅を建築する際、農地法上の手続きが必要との認識が当時なかった為、不適切な現状を是正するため転用の追認申請をされました。転用における周囲への影響はありません。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料4頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「邑久町向山■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■ ■■■■」。

譲渡人「邑久町向山■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町向山248-7」。地目は「田」。面積は252㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建 1棟 58.58㎡」。建ぺい率は「23.2%」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米450kgとなっております。資金は自己資金が■■万円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。

JR大富駅から南へ約380mのところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町北島■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町北島■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■ ■」。土地の所在地は「邑久町北島328-7」。地目は「田」。面積は499㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建 1棟 113㎡」、「車庫 1棟 30.17㎡」。建ぺい率は「28.6%」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金■■万円となっております。隣地への被害はありませ

ん。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料10ページをご覧ください。オージー技研から南西へ約570mのところに位置しております。

【3番案件】

譲受人「岡山市東区豊田2番地3 建設業 株式会社エルエス 代表取締役 日塔 正美」。譲渡人「邑久町尻海■■■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町服部368-4」。地目は「畑」。面積は206㎡。転用目的は「貸店舗及び貸事務所」。施設の概要は「軽量鉄骨造2階建 1棟 105㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料11ページをご覧ください。瀬戸内記念病院から北東へ約430mのところに位置しております。

【4番案件】

借人「倉敷市酒津■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。貸人「長船町長船■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町長船907-1」。地目は「畑」。面積は431㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「木造平屋建 1棟 106㎡」。建ぺい率は「24.5%」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は借入金が■■万円。隣地への被害はありません。なお、使用賃借権設定によるもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料12ページをご覧ください。備前長船刀剣博物館から南西へ約340mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番、2番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡崎委員 1番案件についてご説明します。申請地は譲受人である■■さんのお父様が譲渡人の■■さんから借りて耕作をしておりました。■■さんのお父様は他にも農地を持っていましたが、住宅を建てるには不向きであり、■■さんと話がまとまったため申請に至りました。隣地の承諾や排水先等の協議は整っておりますので特に問題はないと思われま

次に2番案件についてご説明します。譲受人の■■さんは譲渡人である■■さんの孫であり、申請地は■■さんのご両親の宅地の隣になります。地元の方とも排水等の同意が得られているので特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番、4番案件について、茂成委員、お願いします。

茂 成 委 員 3番案件についてご説明します。譲受人の株式会社エルエスは貸店舗を建設したいということで譲渡人と話がまとまり申請に至りました。排水先等も確認しましたが周辺農地への影響もなく、特に問題ないと思われます。次に4番案件ですが、借人は貸人のお孫さん夫婦になります。今現在は倉敷にお住いということですが、このたび瀬戸内市に戻られるということで申請に至りました。周辺の方からの承諾も得ており特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目、6頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 今後の予定でございますが、6月の総会につきましては、6月11日火曜日に予定しており、7月の総会につきましては、7月11日木曜日を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度5月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年5月16日

議長

署名委員

署名委員